

社会福祉法人 北杜市社会福祉協議会

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人 北杜市社会福祉協議会の役員、評議員、に対する報酬及び費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第 2 条 役員、評議員の報酬は、次のとおりとする。

- (1) 会長の報酬は、月額 50,000 円とする
- (2) 副会長の報酬は、1 回 4,000 円とする
- (3) 理事・評議員・監事の報酬は 1 回 3,000 円とする

(費用弁償)

第 3 条 役員、評議員等の構成員が役員会、評議員会等に出席した場合、出席に要した実費費用弁償として、1 回 1,000 円を支給する。

2 役員、評議員がその職務を遂行するため旅行したときは、本会の職員等旅費規程により費用弁償を行うものとする

(委任)

第 4 条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。